

## 川西薩地区任意合併協議会 「合併講演会」質疑応答

### 質疑応答

○井上（樋脇町）

3つぐらいあるんですけども、小学校の統廃合化の問題が言われまして、合併協定書には、恐らくそういう話はなかったということで、協定書には通学区はそのとおりということになっていたと。それが3年後にやっぱり統廃合の必要性が出てきたというお話がされたんですけども、協定書の威力というか、その協定書というものの権威というのは、余り3年ぐらいしかもたないのかなというふう感じたわけですけども、合併協定書をこのように一度決めたことを後でそういう修正されることについては議論はなかったのかどうかということをお尋ねしたいのと。

それから、財政問題で言うと、心配されるのは合併特例債をたくさん使い過ぎて、また10年、15年後に地方交付税が減っていくということの中で、将来的な財政的な不安が非常に大きくなるということが言われておると思うんですが、私ちょっとある本で聞いたんですけども、この3年間で篠山市の地方債残高が2倍になっているというふうに聞いたんですが、これは事実かどうかということと、この問題はどういうふうに今後解決されていこうとされているのか。

それから、もう1つは、役場が60人～70人いたところが9人になったということでサービスの後退というのがあるんじゃないかと思うんですよね。

例えば高齢者なんか単に住民票の写しを取りに来るだけでなく、いろんな福祉の相談とかいろんな複雑な相談ごとに来るのに、これは本庁でないと解決できませんから、本庁に行ってくださいという話になって困ったというような例もあるのかどうか。あるとしたらそれをどのように解決しようとしているのか。

それから、役場の職員が少なくなると、例えばイベントなんか今までどおりできなくなると思うんですよね。体育祭だとか夏祭りだとか、職員が相当頑張っていますから、そういったのはどういうふうになっていくのか、以上、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたい。

○森本講師

1つ小学校の統廃合の合併協定書にはどうなっておったかということなんですけれども、合併協定書は当分の間といいますか、現行のまま引き継ぐという形にしておりました。現行のまま引き継ぐ、しかしながら、期限はいつともしておりませんし、そういった形での実際に先ほど申し上げましたその必要性、例えば、先ほど申し上げましたように、きょうあす統合するということではなくして、十分住民の皆さんと理解を得ながら本当の意味で地域の方が必要であるのかどうか、統合もやむなしというのか、統合の方がいいという選択をとられるのか、これはやはり行政だけで決定することはできません。当然地域の代表

の方、地域の保護者の方、いろんな方と相談しながら、本当の意味での、だれの視点に立つのか、子供の視点に立つのか、いろんな視点を考えながら地域の方と十分に協議をしながら、いい道を探っていくことがすばらしいことであって、協定書が何年とかいうことで書くべきものでないと思いますし、そのことは当分の間といいますか、現行のまま引き継ぐという形をしておりましたので、そういった時期に来れば見直しも可能であるうと思えますし、またしなければならぬのじゃないかと思っております。

それから財政問題であるんですけども、私たちの町、特に先ほど申し上げました水問題でありますとか、斎場とか清掃センターの改修とか非常に大きな多紀郡4つの町の大きな広域的な課題もたくさんございました。

これは、どんな状態の、合併してもしなくてもやり切らなければならない状態でありました。ですから、例えば水がなしでとても将来の人口ふえていくことに対応できない、清掃センターであれば将来的に公害問題が発生するような老朽化してきておる。また斎場ありますと、現在2基の火葬炉があるんですけども、非常に老朽化しておりましてにおいも出てくる、こういったような施設が老朽化したままほっておいてもいいんだろうか。広域であったらなかなか取り組めなかったそれぞれの思いの違いの中で、いろんな議論の中でなかなか進まなかった。

ところが、こういったことが一気にできた。それも財政的に合併しなかったら、特例債といったものは使えませんでしたので、非常に有利な交付税措置が合併したことによって与えていただきました。それらを有効的に活用することによって非常にそういったものが今まででしたらもっと長い5年とか10年の間やり切らなければならなかったことが、特例債というのは非常に一般財源が少なく済みますから、そういうようなものを一気に活用しまして対応ができた。そのことによって住民の方に早くサービスを受けていただくことができた。これは大きな行政の効果であったと私は思っております。

したがいまして、確かに起債残高はふえておりますけれども、皆様方家庭でも一緒だと思うんです。いつ家を建てるか早く建てるか先に建てるか、借金をして先に建てて、そのいい環境の中でいくか。また将来的に辛抱してそのことをするのか、これは行政の手法であり、皆さん方のその考え方一つだと思います。

したがいまして、私たちの町は、早くそのことをすることによって住民の方に安心であり、そういったことのサービスを受けていただく、このことは合併した大きな効果だったと思っております。確かに、2倍になっておりますけれども、合併してもしなくてもやらなければならない事業をやり切ったということでございます。

それから、役場の職員が少なくなって、イベントとかそういったものが対応できないんじゃないかという話もお聞きしたんですけども、大きくなれば、今まででありますと地域イベント、それぞれの町のイベントがございました。ところが現実の支所には職員ははっきり言いまして今申し上げましたように職員はおりませんけれども、そういった対応の

ときには一気に職員が動員できます。

したがって、今までの地域イベントといいますか、例えば4,000人の町の陶器祭り、例えば西紀町でありますとしゃくなげ祭りというようなシャクナゲの花が町の花だったんですけれども、しゃくなげ祭りとか、旧の丹南町ではお茶の産地でありましてお茶祭りとか、旧の今田町では陶器祭りというような、そういったイベントがあったわけなんですけれども、今ではその地域の50人なら50人の職員でやっておりました。ところが合併しまして600人おりますから、職員全部とはいきませんけれども、その職員が市のイベントとして取り組んでおりますから、一気にそのことは仕切って、もっと大きなイベントに取り組んでいけたと、こういったことも反対に大きな効果があったんじゃないかと思っております。

ただ、毎日の業務につきましても、確かに12人とか少ないですから、そういったことについての対応をどうするか。ただ、これは待っていただくことなのか、しばらく例えば相談来ていただいて、きょうあすでもいいですかということなら十分相談してあとは回答もできますし、また書類ちょっと待っていただけますかということも対応可能だと思し、どうしてもできない場合についてはその対策というのは支所としてのどういう判断をしていくか、これもそのことで可能じゃないかと思っておりますので、住民の方がそれによって非常に混乱しているとか、そういうようなことは私はないのではないかと考えております。以上でございます。

○笠毛（川内市）

新市にとって、将来的な観点で見て、物事を判断していくということで、私もそのように思います。

それで、私たちもひたちなか市に7月に調査というか、先進地ということで行きました。そのときの担当の提言の中に、離島と合併することは、将来的に非常に大きな財政的な負担となる、将来的に禍根を残すのではないかとということで、やはり慎重にしなければならないと、このように提言なされました。

もちろん、離島自身にとっても、役場がなくなると、支所になるというようなことで人口減に拍車がかかってですね、もう村落そのものが存在しなくなるというか、そこまではありませんでしょうけれども、そういう非常に人口減に拍車がかかるということで、離島との合併については本当に慎重に進めなければならないということを提言いただきましたが、その件について、よろしければ御意見をお願いしたい。

○森本講師

私が、この地域のことを本当の意味でわからない者が、そういったことについては差し控えたいと思うんですけれども、ただ、いろんな行政手法はあるんじゃないかと思えます。今全国でも3200の市町村があると思えます。面積も1000平方キロを超える大きな面積を擁している町もあると思えますし、また10平方キロ以下の町もあると思えます。

面積でいえばそういう面積もありますし、人口も200人以下の村もありますし300万人以上の市もあります。

したがって、どの手法がどの行政が一番よいかということとは言えないと思います。したがって、その地域にはその地域に合った中でどういう形でまちづくりを進めていくのか、例えば離島であれば離島の振興をどういう形で地域の皆さんと一緒に図っていくのか、合併してそのことの方がもっと大きな効果があらわれてくるのか、やはりそれは難しい問題がある。そうしたら具体的にどの問題があるのか、そのことをお互いに議論しながら、そしたらそのことについては、この離島地域については、こういうような行政をやっていくべきが必要じゃないか、そんなような議論の中から新しいまちづくりが出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺を私が一切何も言うことがございませんので、皆さん方の中で議論をされたら非常にいい地域づくりができるんじゃないかと思っております。

○司会

川内市の笠毛様、ご質問ありがとうございました。

まだまだお聞きになりたいこと、たくさんおありかとも思います。大変申しわけございません。

一たん講師の森本様にはご降壇をいただきまして、また後ほどお時間があればということにさせていただきたいと思っております。

「篠山市の合併とまちづくり」という演題でお話をくださいました森本繁様にどうぞ皆様大きな拍手をお送りくださいませ。(拍手)

講師席で少々お休みをいただきたいと存じますが、次に事務局報告などに対する総体的な御質問がおありでしたらお手をお上げくださいませ。

○東 (串木野市)

先ほど報告について質問しますが、篠山市と違って、この2市4町3村の合併は、合併問題についての議論が非常に浅いというのが特長です。

実際に、去年から講演会をやったりシンポジウムをやったりしましたがけれども、ことしの5月、6月に住民説明会があって、すぐその後それに基づいてアンケートを取って、9月に任意総会、わずか3カ月でもう法定協議会を立ち上げようという、ものすごいスピードです。

そして、そのいずれの説明会も講演会も、合併は避けて通れないと、先ほど話がありましたように少子高齢化の進行で財政需要はふえるのに、国の手法も財政状況は厳しいので、今のままではやっていけないと、そういう大合唱がずっと流れてきました。

住民の間では、行政の専門家がそういう説明をするから、やはり今のままではやっていけないのかなあと、合併をしなければ済まないのかなあと、そういう気分にはなっていないと思うんです。

ですから、非常に合併問題に対する議論が不十分ですから、先ほど説明があった事務事業の一元化の協議が平成16年のころには済んで、説明会を開くという話がありました。

しかし、合併市がどんな町になるのか、負担がどうなるのか、サービスがどうなる、これはこれからの法定協議会の中で明らかになって、その結果を説明をするという話です。

ですから、そういう、どういう町になるのかという姿を明らかになった上で説明会をして、その後でこの合併パターンの場合には、最終的には住民投票によって合併の可否を決めると、そういうふうにしなければ悔いが残ると思いますが、そういうお考えはないのか、お伺いをしたいと思います。

○田中事務局長

たくさんの御意見、質問でございますので、簡単に説明いたしますが、この広域的な観点について私の立場で説明いたします。

まず1点目は、この議論の始まりでございますが、2市8町4村の助役、部課長の情報交換ということで、昨年2月から議論としては始まっております。

それから、単位市町村の広報につきましては、おのこの平成13年、14年引き続き広報紙あるいは地元説明会が活発にされているということの報告を受けております。

それから、広域的な取り組みといたしましては、この任意協議会が関係しますのは、3月26日の合併勉強会の設置の指示、それから8月16日の準備会の発足、9月30日の首長・議長会、10月7日の任協の設立会ということで、おのこのにつきましては新聞報道あるいは協議開始によりまして広報はしております。

それから、根本的な問題でございますけれども、協議会と申しますのは、合併するかしないかのことを話し合う場でございますので、これからは、これまでもそうございましたけれども、各市町村の取り組みあるいは13年度の財政シミュレーションの状況等は各市町村が各説明会で広報しているということの報告を受けております。

それから、法定協議会が順調に設置した後のことでございますが、基本的に合併の議論と申しますのは、基本的な4項目と今おっしゃいました通常4000項目といわれる一元化の協議をし、それを広報してまいります。

それから、新市のまちづくり計画ということもあわせて大きな三本柱でいくわけでございますが、新市のまちづくり計画につきましては、皆様からのご提言をいただきながら法定協議会の構成市町村で担当者レベルから順次積み上げ、あるいは住民の皆さんのフォーラム、それから新市まちづくりの公聴会も予定しております。

それから、説明で言いましたように合併協定に関します一切の作業を来年中に終わらせて、再来年初め、16年の頭には各市町村単位で各市町村主催の説明会で最終的な合併の可否の判断にしようということでございます。

それから、当然最終的な意思決定といたしましては、16年の春でございますので、そのときに住民の皆様の意見を体した各議会が、首長が議案を上程し、住民の代表の皆様の

議員が審議議決される運びとなります。

そういうことで、要するに16年の春まで合併するかしないかの議論というのはずっと続くということでございます。

最後に住民投票という言葉が出ましたけど、これにつきましては、協議会の権能、決裁に属することではございませんのでお答えできません。

○井上（樋脇町）

合併の期限に非常にこだわっていらっしゃると、合併特例債を使えるときだとか、いろんな合併のアメとムチの、アメの方で、そのことがあるから16年3月までの期限ということをごこだわっていらっしゃって、結局それに合わせるためにそれ行けということでごやられていて、実際に自主的な合併ということが建前になっているのに、自主的な合併になっていないという状況が生れているのではないかと思うんですね。

そういう点をやっぱりその期限という問題がどう考えるかということが大事だと思うんですけど、先ほどぎりぎりだとおっしゃいましたが、ぎりぎりの段階で、先ほど鹿児島法定協議会がゼロと、宮崎もゼロと、ほかのところは進んでいるとしてもほとんどの自治体がまだ、多くの自治体がまだ法定協議会も出発してないという時点ですよ。

ぎりぎりなのに、たくさんのところが残していると。しかし、政府の方針としては、この合併で100兆円を50兆円に削るんだと、地方交付税を削るんだというふうな方針だということで、私は政府の思惑どおり進んでないから期限を延ばしてくるということは大いに考えられると思うんですよ。だから余り期限、期限ということにこだわって、焦ってしまって、大変な合併をしてしまうということよりも、じっくりと腰を落ち着けてやっていくということが大事なんじゃないかと思うんですけども、つまり事務局に聞きたいのは、ぎりぎりというふうに言われているのに、全国的には法定協議会そんなにまだできてないと、だからぎりぎりの期限に間に合わないところがいっぱい出てくるはずだということなんです。そこら辺どう考えていらっしゃるか。

○田中事務局長

まず1つ目につきましては、合併特例法の期限が16年度までということにつきましては、その支援のある合併の目標といたしまして16年度ということで議論をしてきております。要するにそういう手続的にはいつでもできるんじゃないかということもありますけれども、そういう特例がなければ住民サービスに支障を来すことが想定されております。

それは制度論でございます、国がその延長はないというふうに明言しておりますので、事務局といたしましては、各市町村における内部の稟議、各首長さんのお考え、各議会の審議を経て、その結果を持ち寄っておりますので、それを取りまとめた結果が、先ほど申し上げましたように10市町村の基本的な申し合わせとして16年10月を目標とする合意という結論でございます、結果でございます。

それから、スケジュールにつきましては、総務省マニュアルのことも申し上げましたけ

れども、流れとしましては、ちょうどぎりぎりでございます。そういう意味でご理解いただきたいと思います。